

令和6年度第13回都市経営会議 令和6年(2024年)10月31日(木)開催

1 令和6年度補正予算について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 財産区補正予算における区有金の繰出しが多額となっている理由は何か。
- ⇒ 工事費の予算執行の残を市に戻したことによるものである。

2 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

3 宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 取下げ

【質疑等】

- ・ 令和6年4月1日に遡っての適用を想定しているが、対象となる非常勤特別職は何名程度おり、どの程度の額になるのか。また、予算措置はどうするのか。
- ⇒ 対象は2名であり金額にして107,000円、12月補正で対応する想定である。
- ・ 規則で定める職員とはどのような方々を指すのか。また、交通費等を支給できるようにする条例改正をこのタイミングで行う理由や経緯を説明してほしい。
- ⇒ 審議会等の運営に関する指針では、「市民の自主的・主体的な市政への参加を図り、市民と市との協働による開かれた市政の推進に寄与するため、審議会等の基本的なあり方を定めるものとする」との記載があり、原則として市民の参加がベースにあると考えている。しかし、規則の中で具体例として挙げている教育委員については、今般の社会情勢を踏まえ、より高度で専門的、あるいは全国的な情勢を知っている方、つまり余人をもって代えがたい人材を任命する必要がある、どうしても市内縛りでは運用上難しい面もある。現在、教育委員の中には遠方からお越しいただいている方もおり、実情に合わせた交通費の支払いを行うべく、条例改正を行おうとするものである。- ・ 教育委員については、全国的に見ても自治体の近くの方だけではなく、遠方にお住まいの方も任命されており、交通費も支給するような動きがある。
- ・ 執行機関の附属機関の委員のうち、例えば大学教授等の知見者で、市外にお住まいの

方は当てはまらないのか。

⇒ 遠方の方はリモートで会議に参加しているケースが多く、今のところ対象とする考えはない。対面の場合であっても、会議を開催する際には、実務上、委員の都合の良い日に設定し、住まいは遠隔地であっても、委員の勤務先が関西であるような場合には、こちらにお越しになる機会をとらえて会議を開催している場合も多々あるように思う。その点からすると、今回の条例改正にあたり、全ての対象者に交通費を支給するところまで運用を広げる予定はない。

- ・ 規則で定める基準に関して、非常勤特別職の一覧を求められる可能性があると思う。住所及び勤務地が市内なのか、市外なのか、また、通勤手段についても聞かれるのではないかと。リモートで対応できるものは先程の説明で一定理解はするが、対面での対応が必要な場合に、対象とする場合とそうでない場合の説明を求められる可能性もある。例えば、障碍児の歯科診療の先生は兵庫医大からお越しいただいております、特別な技術をお持ちであるほか、対面での対応が必要である。そのような場合に、支給対象外とする理由の説明が求められる。他にも対象とすべき方がいらっしゃると思うし、きちんと整理しておいた方がよい。

⇒ 市外という点ではそれなりの数の方がいらっしゃる。ただ、それが大阪府や兵庫県の尼崎市であれば支払うのかなど、そうしたところを意図するものではなく、単に対面だからという理由で近隣市にいらっしゃる先生方すべてに支払うわけではない。それは、月額報酬の中に交通費も含まれるという考え方が基本として存在するからである。今回の条例改正では、あくまで全国規模で人材を求めた際に、交通費が実態とそぐわなくなっている場合を想定したものである。

- ・ 教育委員については、遠方から高速道路を使ってお越しいただいているため、往復でかなりの額の交通費がかかっており、負担となっていることは市としても認識している。そのような中でもお越しいただいているのは大変ありがたい。ただ、交通費を支給する場合の基準を求められた場合に、それが示せるよう準備はしてほしい。
- ・ 教育委員以外にも該当者がいらっしゃると思う。市からお願いしているにも関わらず、一方は交通費が支給され、他方はされないという差があるのは望ましくない。仮に車でお越しになっている場合、旅費では対応できない部分もかなりあると思う。車であればそもそも旅費は出ない。高速代は使用料であり、旅費としては支払えない。仮に条例を作っても、遡っての対応はできない。会計課と協議するなど、支出の根拠を整理いただきたい。

⇒ 旅費という項目が従前ある中で、交通費等という条項を追加していたが、今一度確認したい。

他にも該当者がいるという点については、CXO 補佐官や政策アドバイザーなど、任命の決裁の中で報酬や旅費を処理しているケースがある。頻度高く往来いただいているはずであるため、その部分は条例により一定吸収できるように思う。

- ・ 条例の改正案中、第2条第4項で、「交通費等については、一般職の職員に支給する旅費の例による。」とあるため、この原則で対応するのと思った。
- ⇒ 旅費条例の第20条第2項に、「市長は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長が定める旅費を支給することができる。」とあるため、そこを讀みに行きたいという考えはあった。
- ・ 条例の改正案中、第2条第2項に、「支給することができるものとする。」とあるが、支給しない場合も想定しての文言なのか。支給することができる、という可能性で結ぶのは条例上一般的なのか。
- ⇒ 一般的かどうかは個別の例によると思うが、市外であっても全てのケースで支給するわけではないため、「支給するものとする」とはしていない。
- ・ 他の審議会にも、遠方からお越しいただいている委員がいらっしゃるのではないか。
- ⇒ ここで例示しているはかなりのレアケースであり、一定の距離の方については、既定の報酬の中で支払いの合意が成されているものとする。その中で無理がある場合は、リモートなど運用面でカバーいただいているケースもある。条例を改正したからといって全てに支給するわけではない。
- ・ 距離なのか、回数なのか、どこまでが良くて、どこまでは支給できないかが明確ではない。
- ⇒ 距離が何キロ、回数が何回という明確な基準が作れるわけではない。
- ・ 運用が始まったら各課で判断するのか。他に該当しそうな人がいるなかで、条例制定後に各部が判断をし始めたら曖昧で、基準もばらばらになる。
- ・ 今までは誰であっても支給できなかったため、支給できないで済んでいたかもしれないが、条例改正により支給できる道を作った場合、他の方に支給しない矛盾が生じると思う。
- ・ 教育委員だけであるなら月1回以上など、基準を盛り込んでどうか。該当する人がいる場合、教育委員以外にも支給するしかない。
- ⇒ すべての委員の運用状況を把握していないため、どの程度、精度の高い情報を集められるかが鍵となる。
- ・ 非常勤特別職は条例上、ほとんどが日額である。日額の方は数カ月に一度の頻度、月額の方は月に何度かという方が多いように思う。その点で、教育委員、代表監査委員、農業委員など、かなり特定の方になると思う。後は、CX0補佐官や政策アドバイザーその他という括りで運用がされている非常勤の方がいる。予算を今一度拾い直すというのは一つの手法かと思う。
- ⇒ 交通費を支給するとなれば、委員の合計約1,000人中、市外の方が300人程度いらっしゃるため、その方々の予算を拾い出す必要がある。市外の方全員に支払うのであれば、年間でおよそ100万円程度と見込んでいる。

- ・ 市外全員という括りはどうかと思う。交通費を支給するのであれば、例えば市内であって西谷と、市外であって甲東園からお越しになる方で支給に差が出ることになる。そうしないのであれば距離で区切るなど、客観的かつ合理的な基準が必要ではないか。一つの考え方としては、近隣の方は報酬の範囲内で、報酬の範囲内では酷なほど遠方からお越しになる方は、条例上の支給対象にするなど、距離と頻度で2つ基準を設けてはどうか。客観的な基準がないと厳しい。これまでの議論を踏まえ、もう一度整理いただきたい。
 - ・ 頻度と距離という2つの観点があると思う。距離を定めても、元々の正解がない分、その妥当性は議論になると思う。まずはそこを決めてから庁内照会を行い予算化に至ることになるため、12月議会への提案となると事務が追いつかない。
 - ・ 交通費の面でかなりの負担がかかっている方には早急に予算で対応する。条例として全体をどう整理するかはもう少し時間をかけて議論した方が良いでしょう。
- ⇒ この場での意見を受けて、本案件については取下げることとする。

4 宝塚市立特別支援学校条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 管理部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 概要説明の資料中、項目3から5までは学校運営協議会での議論の内容であるため、タイトルを「学校運営協議会での議論について」等とし、その下に項目4～5をぶら下げる方が分かりやすいのではないかと。
 - ・ 同資料中、項目6「教育委員からの指摘事項」について、答えの部分だけが記載されており、教育委員からの指摘事項が明記されていないため、もう少し具体的に記載した方が良いでしょう。
 - ・ 資料の作成時点では審議途中であったため、現在形で表現されているところがあるが、現時点ではすべて結果になっているため文言を整理された方が良いでしょう。
- ⇒ 資料を見直し適宜修正する。

5 宝塚市立スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 社会教育部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 概要説明の資料中、項目2(2)利用料金及び算定根拠について、指定管理者と協議し、市立スポーツセンターのテニスコートの夜間照明と同額とするとのことだが、現行のスポーツセンターの料金である300円は受益者負担の面で妥当と言えるのか。
- ⇒ 他市の夜間照明の料金とも比較考量した上で妥当と判断している。

- ・ 指定管理者と協議したとはいえ、現行の料金と同一との説明だけでは不十分である。
基本的には受益者負担のガイドラインに沿って説明できた方が良い。
- ⇒ 利用料金の妥当性については整理の上で、十分な説明に努めたい。
- ・ 受益者負担の観点で後日協議させていただきたい。
- ⇒ 承知した。
- ・ 財産処分の手法について状況を確認したい。概要説明の資料中、項目3に、条例改正後、覚書を締結するとあるが、現在、既に夜間照明が設置されているのであれば、設置に当たり、例えば事故があった場合の責任の所在であるとか、今後のことを含めて相手方と何等か約束事を交わしているのか。すでに照明が設置済なのであれば、条例改正後というよりも、現時点で何等かの覚書を結んでおく必要があるように思う。
- ⇒ 施設の所有権は指定管理者である国際ライフパートナー（株）にある。所有権移転も含め、今後のことを丁寧に協議した上で覚書を結んだ方が良いのではという考えで条例改正後としていたが、条例改正後でなくともできることはあるという指摘はもっともであるため、再度検討させていただく。